

## 道路位置指定基準(昭和59. 3施行)

### 第1 目的

この基準は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第1項第5号の規定に基づいて、道路の位置の指定を行うについてその具体的な基準を定めることにより良好な市街地の形成を確保することを目的とする。

### 第2 道路の配置、設計の原則

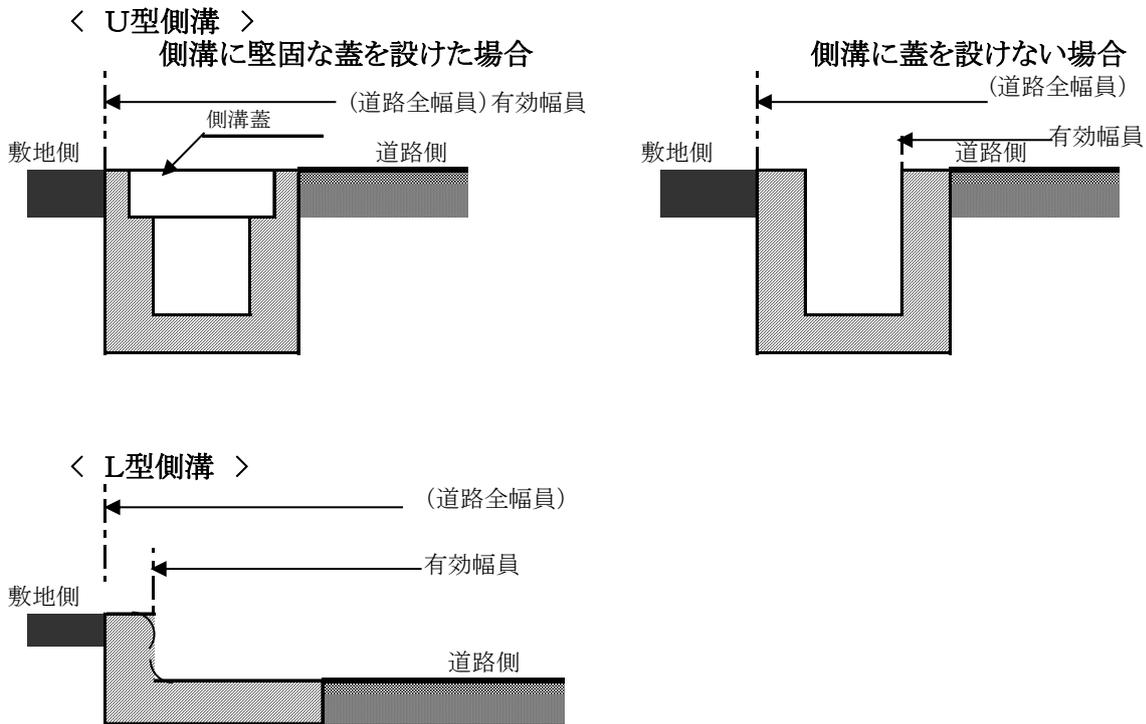
位置の指定を受けようとする道路(以下「指定道路」という。)は、その道路に接して敷地となる区域の規模、形状、地形及び周囲の状況ならびに予定建築物の用途および配置等に合致した計画とし、関係法令の規定によるほかこの基準に定めるところに従い築造するものとする。

### 第3 袋路状道路の特例

一端がロ字型(ロ字型に類する型を含む。以下この基準において同じ。)となっている道路で、その他の道路からロ字型の道路に至るまでの道路の幅員が6メートル以上又は、その幅員が6メートル未満で延長35メートル以内毎に転回広場が設けられているものは、袋路状道路とすることができる。

### 第4 指定道路の幅員および延長

一 指定道路の幅員は、次図に示す方法によって測る有効幅員とする。



二 指定道路の延長は、道路の各部分の中心線によって測るものとする。

### 第5 転回広場の間隔

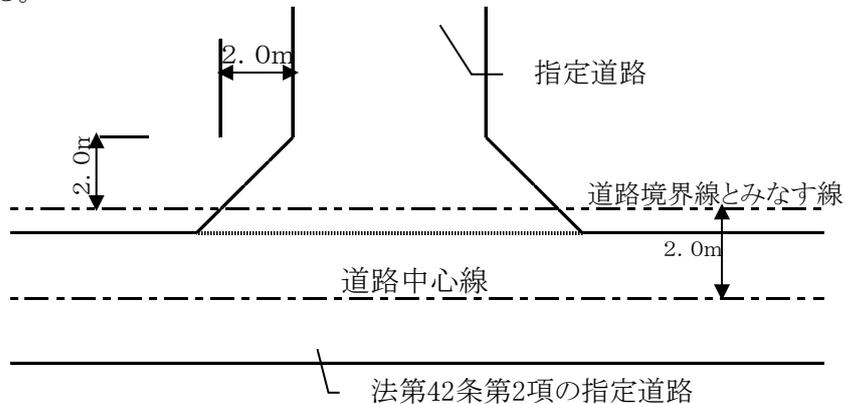
- 一 建築基準法施行令(昭和25年政令第383号。以下「令」という。)第144条の4第1項第1号ハの規定による転回広場の間隔は、接続する既設道路の側端(法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなす線がある場合は、その境界線)を起点として測るものとする。
- 二 既存の袋路状道路に指定道路を接続する場合で、当該既存の道路の延長が35メートルをこえるものにあつては、当該既存の道路にも転回広場をもうけなければならない。ただし、転回広場を設けることが著しく困難であると特定行政庁が認める場合は、当該既存の道路に最も近いところに転回広場を設けることができる。

## 第6 転回広場の規模及び標示

- 一 昭和45年建設省告示第1837号の自動車の転回広場に関する基準に適合するものは、次のとおりとする。  
小型自動車一台当りの停車に必要な広さは、長辺が5メートル以上、短辺が2.5メートル以上であるもの。ただし道路に平行に停車する場合で自動車の転回に支障のない場合は、その短辺を2.0メートルとすることができる。
- 二 転回広場とその他の部分(指定道路部分を除く)の境界には、側溝又はコンクリートフチ石を埋設し標示する。

## 第7 指定道路のすみ切り

- 一 指定道路が法第42条第二項の規定による道路と接続する場合のすみ切りは次図に示す形状とする。



- 二 指定道路が他の道路若しくは、他の指定道路と同一平面で交差若しくは、接続又は屈曲することにより生ずる内角が60度以下の場合、角地の隅角を頂点とする底辺の長さが2メートル以上となるような二等辺三角形の部分の道を含むすみ切りを設けること。
- 三 指定道路の角地のすみ切りは、次の各号の一に該当し、かつ交通上、安全上支障がない措置を講じた場合は、その部分のみを設けないことができる。この場合、一方のすみ切りは少なくとも隅角をはさむ辺の長さが3メートル以上の二等辺三角形の部分の道を含むものとしなければならない。
  - (一) 道路を河川、水路等に接して築造する場合で、これを交差する道路の橋りょう等によりすみ切りができないとき。
  - (二) 既存の家屋、高い堅固な擁壁若しくは、がけ等があり、すみ切りを設けることが著しく困難と特定行政庁が認めるとき。
- 四 すみ切りの長さの測定は、指定道路の有効幅員端で行う。

## 第8 指定道路の側溝

指定道路の側溝は、次の各号により築造しなければならない。

- (一) 道路の両側にはコンクリート製U型側溝を設け、堅固で耐久力を有する構造とし、増水のおそれのないものとする。
- (二) 敷地の排水に支障がなく、路面の排水のみに供する側溝については、前号の規定にかかわらずL型側溝とすることができる。
- (三) 道路の側溝に土砂の流入のおそれのある場合は、側溝の隅角部等適切な箇所に溜柵を設けること。

## 第9 指定道路の構造

- 一 指定道路の縦断勾配は9パーセント以下としなければならない。ただし、地形等によりやむを得ないと特定行政庁が認めた場合はこの限りではない。なお縦断勾配が9パーセントをこえるものについては、コンクリート又はアスファルトの舗装を行い、かつすべり止めの処置を施すこと。
- 二 指定道路は、砂利敷その他の安全かつ、円滑な交通に支障を及ぼさない構造とし、かつ適当な値の横断勾配が附されていること。

**第10 指定道路の附属物**

指定道路には、通行の安全を確保するために必要と認められるときは、防護柵を設置する等適切な措置を講じなければならないこと。

**第11 排水施設の末端**

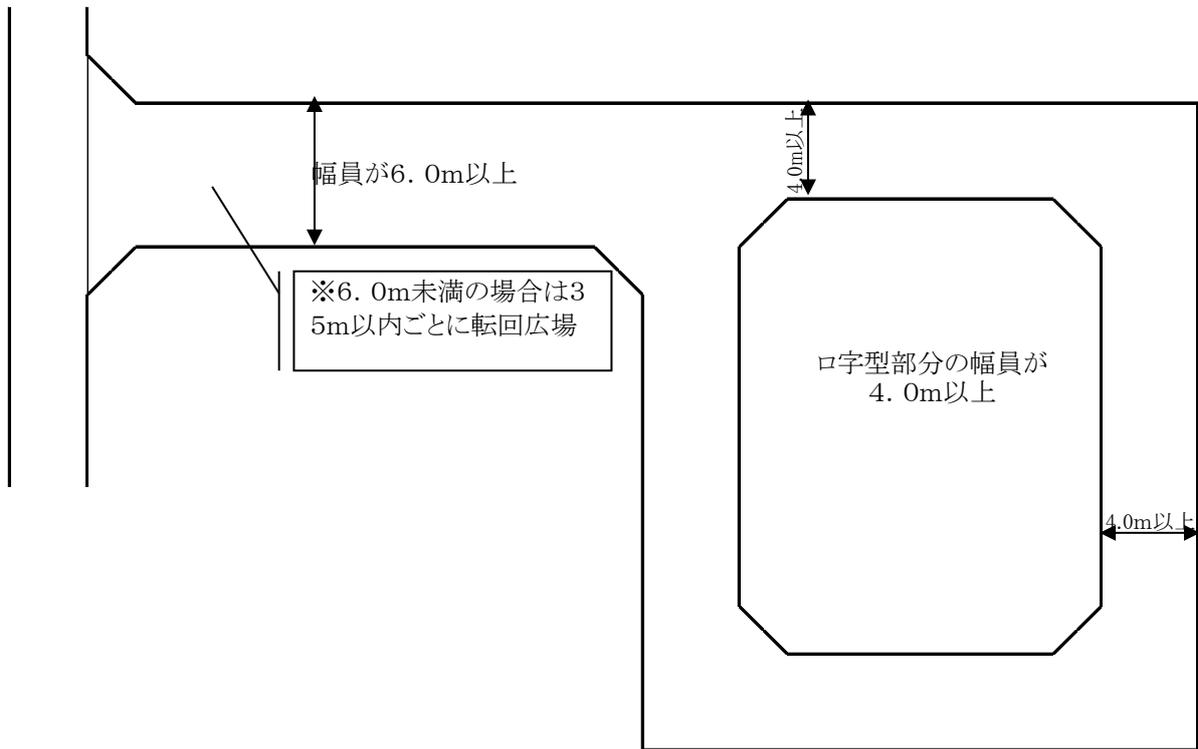
側溝及び下水道等の排水施設の末端は、公共下水道、都市下水路等、その他の支障のない排水施設に連結すること。

**第12 指定道路の標示**

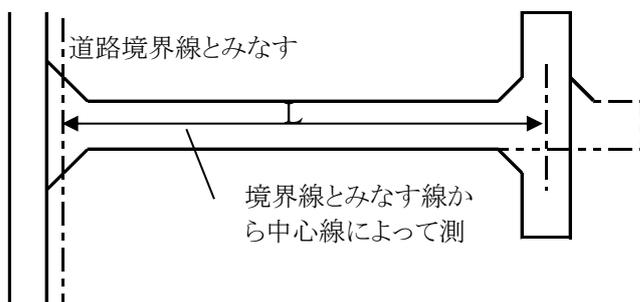
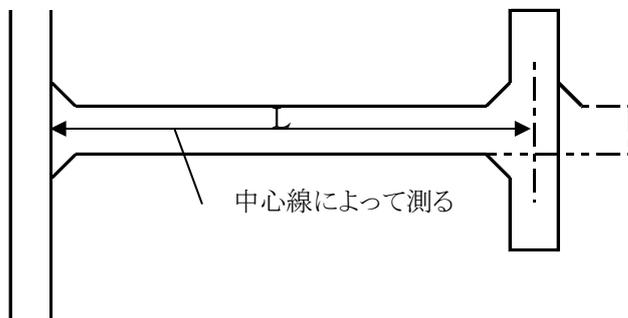
指定道路とその他の部分との境界には側溝、コンクリートフチ石、及びコンクリート杭等を埋設し標示すること。

# 図 解

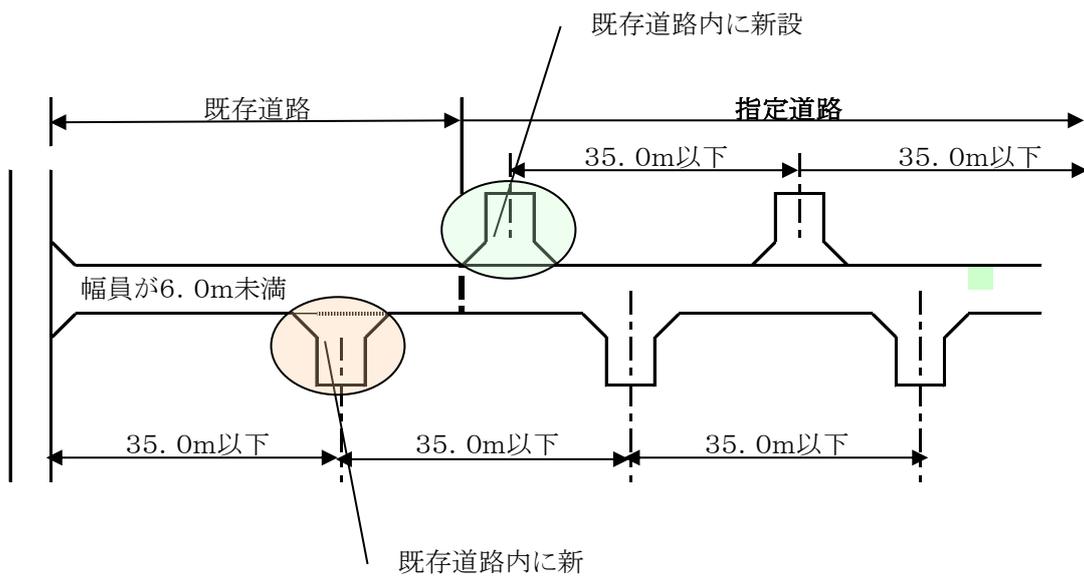
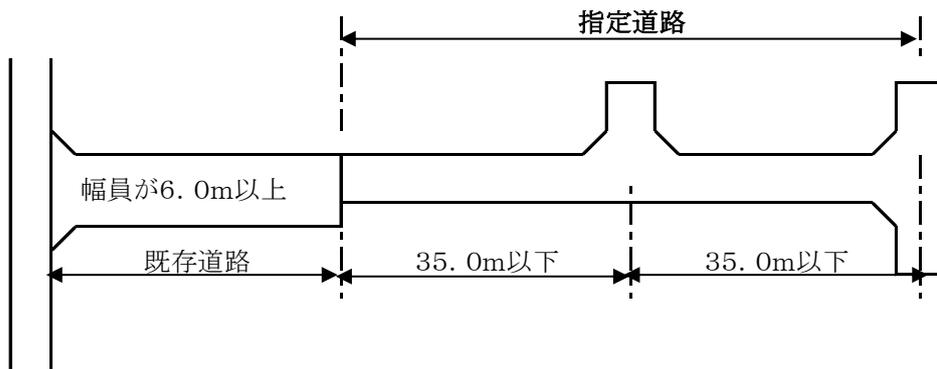
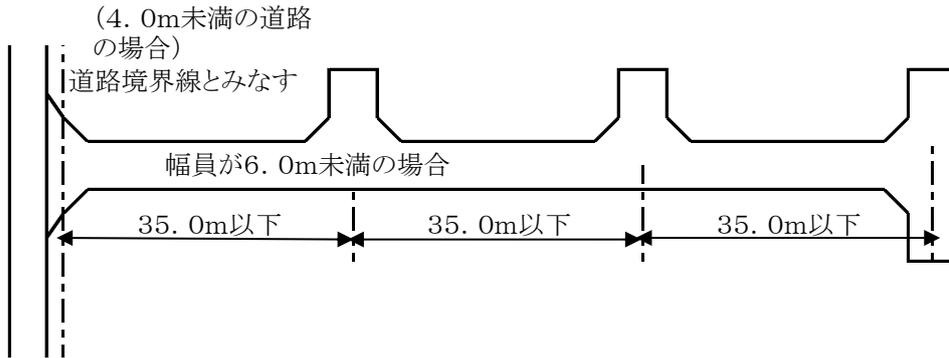
## 1. 袋路状道路の特例(基準第3)



## 2. 道路延長の測り方(基準第4の二)

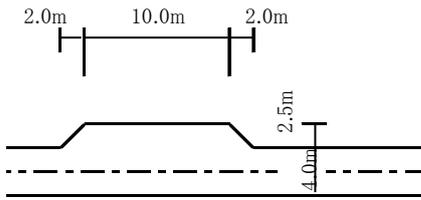
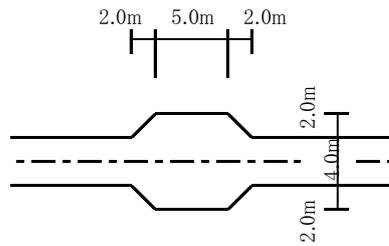
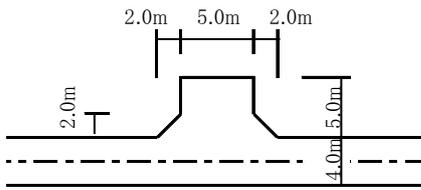


### 3. 転回広場の間隔(基準第5の一、二)

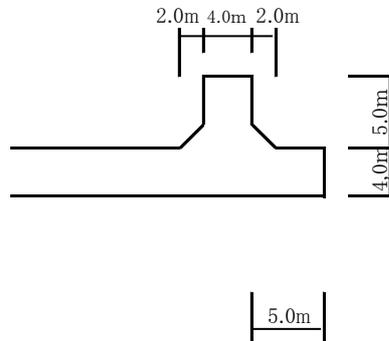
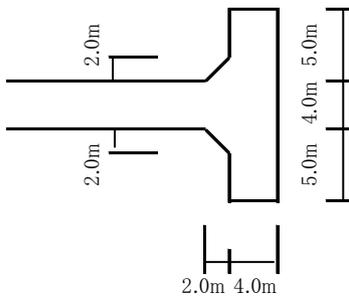


#### 4. 転回広場の規模(基準第6の一)

(1) 中間に設けるもの

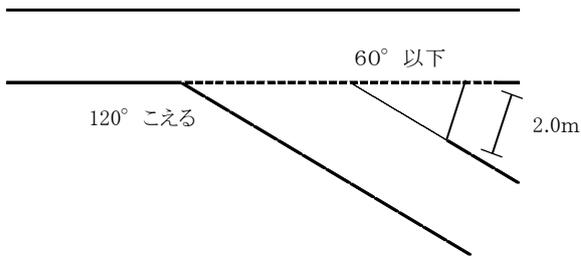


(2) 終端に設けるもの

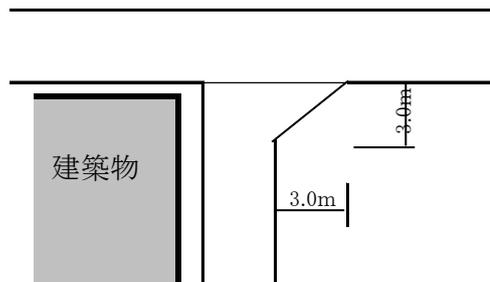


#### 5. すみ切りの特例

(基準第7の二)



(基準第7の三)



#### 6. 側溝(基準第8)

道路と敷地の境界には図一(1)～図(7)の構造の側溝を設けることとする。なお、側溝が排水路を兼ねる場合は、これらの事項を勘案して適当な構造とする。

参考: 図(1)～(4)現場打ちコンクリートU型側溝・図(5)現場打ちコンクリートL型側溝・図(6)既製L型側溝  
図(7)境界ブロック組合せL型側溝